

喜多方市で賃上げする 中小企業・小規模事業者の 皆さまを応援します！



喜多方市中小企業賃上げ緊急一時支援交付金

県の交付金と
合わせると
従業員一人当たり

最大

4万円

申請期間：令和8年4月13日～令和8年6月30日まで
→11月30日まで申請受付を延長しました

予算額に達し次第終了になります

賃上げに取り組む事業者を市が更に応援！

交付金のポイント

- ✓ 「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」の交付決定を受けた市内にある中小企業・小規模事業者等が対象となります
(中小企業の要件に該当する公益法人、協同組合、社会福祉法人、個人事業主等も含む)
- ✓ 時給1,018円以下であった労働者の賃金を時給1,033円以上に引き上げていることが条件です
(令和7年9月5日から令和8年1月1日の期間)

県の助成金の
採択が必要に
なります



交付金のイメージ

最大 県助成金に上乗せで
4万円！

1万円

喜多方市交付金

3万円

福島県
助成金

3万円

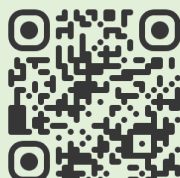
福島県
助成金

▼申請についての詳細・お問合せはこちらから▼

喜多方市



福島県



【参考】福島県の賃上げ助成金

【県の主な支給要件】

1. 令和7年9月5日から令和8年1月1日の期間において、それまで時給1,018円以下であった労働者の賃金を時給1,033円以上に引き上げていること（時給以外の方法による場合は、同程度のものを含む。）
2. 当該労働者が、引き続き令和8年2月1日時点において県内事業所に雇用されており、かつ雇用保険被保険者であること（申請後、1年間は雇用を継続する見込みであることが必要）
3. 最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があること

【県の助成金額】

支援要件を満たす労働者1人につき3万円

